

全 員 協 議 会

令和2年5月29日（金）

午前10時～ 時 分

議場

〔出席議員〕

川神議長、佐々木副議長

三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、
牛尾議員

〔執行部〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、
教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、産業経済部長、
都市建設部長、消防長、旭支所長、弥栄支所長

〔事務局〕 局長、次長、議事係長

議 題

1 執行部報告事項

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| (1) 特別定額給付金について | (総 務 部) |
| (2) 石見交通路線バスの減便等に伴う対応について | (地域政策部) |
| (3) 浜田市病児・病後児保育室及び浜田市休日応急診療所の整備について | (健康福祉部) |
| (4) エンジェルハンドに係る補助金返還命令及び損害賠償請求について | (旭 支 所)
(産業経済部) |
| (5) ふるさと体験村施設の指定管理者公募期間の変更について | (弥 栄 支 所) |
| (6) 浜田駅前広場整備事業の進捗状況について | (都市建設部) |
| (7) 消防救急無線デジタル化整備における談合の対応について | (消 防 本 部) |
| (8) その他 | |

2 その他

特別定額給付金について

1 制度について

閣議決定 令和 2 年 4 月 20 日
（「新型コロナウイルス感染症緊急対策 ～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」）

2 特別定額給付金事業の実施について

(1) 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策等特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

(2) 事業実施主体と経費負担

- ア 実施主体は、市区町村
- イ 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助（10/10）

(3) 給付対象者

基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、住民基本台帳に記録されている者

(4) 給付額

給付対象者 1 人につき 10 万円

(5) 受給権者

住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

(6) 申請期限

当該市区町村における郵送申請方式の申請受付開始日から 3 か月以内

(7) 感染拡大防止の観点からの給付金の申請と給付の方法

- ・ 市区町村は、受給権者に対し、給付金の申請に当たり必要となる申請書を郵送。
- ・ 申請方法は、次の方法を基本とする。
 - ① 申請書類の郵送
 - ② 国において整備する受付システムを通じ、マイナンバーカードを活用して行うオンライン申請
- ・ 給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みとする。

(8) 給付開始日

市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な給付開始を目指すものとする。）

3 特別定額給付金に係る浜田市の対応状況について

(1) 事務局（特別定額給付金室）の体制

ア 職員の配置状況

専任室長 1 名、助勤係長級職員 1 名、助勤職員 2 名、会計年度任用職員 4 名
(計 8 名)

イ 執務室

浜田市役所本庁舎 4 階講堂

(2) 基準日（令和 2 年 4 月 27 日）現在世帯数及び人口について

ア 世帯数 26,142 世帯

イ 人口 52,972 人

(3) 申請期間

令和 2 年 5 月 11 日（月）～令和 2 年 8 月 10 日（月）

(4) 郵送申請方式・オンライン申請方式の準備状況

ア 郵送申請方式

(ア) 郵送開始日 5 月 11 日（月）

(イ) 給付開始日 5 月 19 日（火）

イ オンライン申請方式

(ア) 受付開始日 5 月 12 日（火）

(イ) 給付開始日 5 月 19 日（火）

(5) 申請状況

区分	基準日現在	申請状況		件数等	申請率
対象世帯	26,142 世帯	申請件数		22,884 件	87.5%
		内 訳	郵送	21,614 件	—
			窓口（本庁）	799 件	—
			窓口（支所）	131 件	—
			オンライン申請	340 件	—
※対象者数	52,972 人	対象者のうち申請世帯員の人数		47,978 人	90.6%

(令和 2 年 5 月 25 日（月） 17:15 現在)

(6) 給付状況

ア 給付状況 15,799 件 34 億 3,820 万円 (34,382 人分)
(5 月 19 日（火）、21 日（木）、26 日（火）振込確定及び
5 月 28 日（木）振込予定合計)

イ 当面の給付日（予定）

6 月 2 日（火）、6 月 4 日（木）、6 月 9 日（火）、6 月 11 日（木）

石見交通路線バスの減便等に伴う対応について

石見交通(株)が 5 月 1 日(金)に実施された路線バスの減便及びダイヤ変更に伴う対応について、下記のとおり報告します。

1 波佐線

	ダイヤ (変更前)	変更内容	影 響	対 応
①	東谷下 6:49→ (浜田ダム経由) →周布 8:19	廃止	金城町七条在住の高校生(4人)の登校手段が無くなる。	(浜田高校 3 人) バス停「伊木」～「七条(国道)」までの送り便(タクシー)を運行。 (浜田商業高校 1 人) ②のダイヤ変更。
②	東谷下 7:03→ (辻堂経由) →周布 8:39	出発時間を 10 分早める	生活路線バス(金城路線)からの乗り継ぎが不可となった。	生活路線バス(金城路線)のダイヤ変更。
③	東谷下 14:11→ (浜田ダム経由) →周布 15:37	出発時間を 92 分遅くする	雲城小低学年児童(1人)の下校時間が遅くなる。	下校便(タクシー)を運行。
④	金城中学 16:17→ (辻堂経由) →周布 17:03	廃止	—	—
⑤	周布 14:04→ (辻堂経由) →金城中学 14:50	廃止	—	—
⑥	周布 17:36→ (浜田ダム経由) →東谷下 19:03	廃止	金城町小国在住の金城中生徒(12人)の下校手段がなくなる	下校便(バス)を運行。

2 浜田益田線

折居止めを廃止。

【浜田駅 18:13→(旧道経由)→折居 18:48】

⇒【浜田駅 18:13→(旧道経由)→周布 18:42】

折居町在住の生徒(4人)は、下校時間の調整や J R の利用などにより対応可能。

3 その他路線(大学線、弥栄線、櫟田原線)

具体的な影響情報はないため、対応なし。

詳細は裏面へ



浜田市病児・病後児保育室及び浜田市休日応急診療所 の整備について

浜田市の病児・病後児保育は、現在、病後児保育のみ市役所地下で実施していますが、病児保育は平成 29 年 9 月から市内に実施施設がない状態です。病児保育の実施に当たり、市内の小児科医院、保育所等にヒアリングを実施しましたが、早期に事業実施が見込める所はありませんでした。

また、休日応急診療所については、現在、市役所地下で実施していますが、感染症対策の観点から、以前より庁舎外での実施が適当であると考えられていたところです。

このため、今回浜田市病児・病後児保育室の整備に併せ、浜田市休日応急診療所を合築した施設の整備を検討しています。

1 施設の概要

構造 木造平家建

建築予定年月 令和 3 年 12 月

延床面積（予定） 198 m²

【浜田市病児・病後児保育室】 90 m²

【浜田市休日応急診療所】 108 m²

2 整備予定地

浜田市田町 757 番 3 外（君市踏切そば、旧 J A 会館跡地）

3 事業手法

【浜田市病児・病後児保育室】 直営又は指定管理で検討中

【浜田市休日応急診療所】 業務委託

4 整備予定スケジュール

令和 2 年度 実施設計

令和 3 年度 建設工事、備品購入

令和 3 年度冬 供用開始

エンジェルハンドに係る 補助金返還命令及び損害賠償請求について（報告）

1. これまでの経過

- (1) 令和2年2月12日第6回公判・・・懲役3年の判決
- (2) 判決後、刑事記録資料を基に、補助金交付決定の取り消しによる返還命令及び損害賠償請求について、顧問弁護士と協議していく。

2. 今後の浜田市の対応（旭温泉水有効活用起業支援事業補助金関係）

浜田市が交付した補助金5,821,000円については、「合同会社すっぽん」（以下「合同会社」という。）への交付決定の取り消し及び返還命令を行わず、当該補助金額に相当する額を損害賠償として、刑事事件の原因者である2名（ 氏及び 受刑者）に対し連帯して支払うことを請求する。

【交付決定の取り消し及び返還命令を行わない理由】

- ① 事業及び補助金に係る一切の権利は、現在、合同会社が承継（令和元年6月19日全員協議会報告済み）しているものの、不正行為による補助金の受給は事業承継前に発生したものであること。
- ② 合同会社は業務上横領、背任の被害を受けながらも事業を承継しているが、合同会社に対し補助金の返還命令を行えば、承継事業は必然的に中止を余儀なくされ、市が当初の事業目的である温泉水を活用した地域振興を止めることになること。

【損害賠償請求とする理由】

上記理由により、補助金の返還命令は行なわないものの、市が当該事業を進めるにあたり損害を受けた事実は明らかであること。

3. 中小企業イノベーション支援事業補助金に関する対応

エンジェルハンドの「旭温泉水有効活用起業支援事業補助金」の不正受給案件を受け、商工労働課が所管する「浜田市中小企業イノベーション支援事業補助金」についても調査を行いましたので報告します。

(1) 補助金交付状況

申請者：エンジェルハンド 代表 [REDACTED]

①平成 27 年度：新商品開発事業 30 万、販路開拓事業 20 万

②平成 28 年度：新商品開発事業 30 万、販路開拓事業 20 万

(2) 対応状況

補助金の実績報告書に添付されている全部又は一部の領収書について、当該領収書に記載されている発行者において発行されたものではないことが江津警察署の調査により判明したため、令和 2 年 4 月 13 日付けで補助金交付決定を取り消すとともに、申請者である [REDACTED] 氏に対し、全額返還命令を行った。

ふるさと体験村施設の指定管理者公募期間の変更について【報告】

浜田市ふるさと体験村施設の指定管理者公募について、全国的な新型コロナウイルスによる影響を踏まえて下記のとおり公募期間を変更します。

記

1 指定管理者公募期間の変更

(1) 変更の理由

全国的な新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国において緊急事態宣言延長が表明され、引き続き、不要不急の外出、県をまたいだ移動の自粛が求められる状況を踏まえ、公募の公平性を最大限担保するため。

(2) 日程

年月		変更前	変更後
令和 2 年	4 月 10 日～5 月 29 日	<u>指定管理者公募期間</u>	
	(4 月 10 日～5 月 21 日)	現地説明会申込期間	
	(4 月 10 日～5 月 21 日)	質問書受付期間	
	4 月 10 日～6 月 15 日		<u>指定管理者公募期間</u>
	(4 月 10 日～6 月 8 日)		現地説明会申込期間
	(4 月 10 日～6 月 8 日)		質問書受付期間
	7 月上旬	指定管理者選定委員会審査	指定管理者選定委員会審査
	7 月中旬～8 月		
	8 月上旬	仮協定締結	仮協定締結
	9 月	指定議決・指定通知	指定議決・指定通知
	9 月末	施設改修【着手】	施設改修【着手】
	10 月上旬		
	10 月下旬		
	12 月下旬		
令和 3 年	3 月	施設改修【完了】	施設改修【完了】
	4 月	<u>指定管理開始</u>	<u>指定管理開始</u>

変更なし

以 上

浜田駅前広場整備事業の進捗状況について

1 進捗状況（概要）

令和 2 年 7 月完成を目指して工事を進めてきましたが、電柱移転や信号機設置に遅れが生じたことから、工期を見直して延長し、完成予定は令和 2 年 12 月とします。

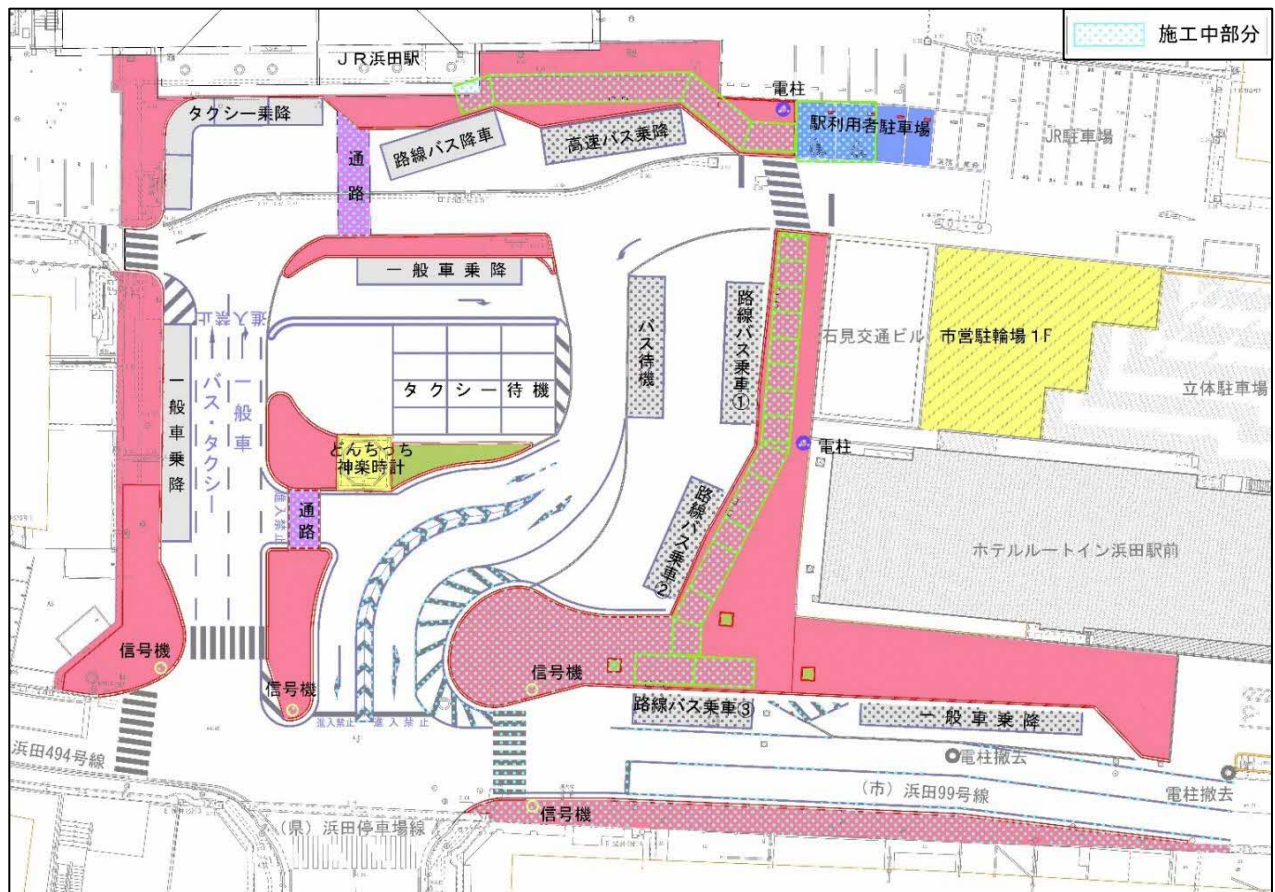
2 工期延長の理由

- ・電柱等の移設に係る隣接者との設置場所の調整に時間がかかり設計が遅れたこと。
- ・新型コロナウイルスの影響で事業者がテレワークになり電柱移転業務が遅れたこと。
- ・信号機の灯器部分は県公安委員会での対応になり 5 月入札になったこと。

3 今後の主な工事予定

工事内容		施工時期	備 考
広場内	・歩道シェルター（駅舎～バス乗り場）	～9 月	
	・駅利用者駐車場（4 台）	～5 月	うち身障者用 2 台
	・ロータリー道路出口の付替え	～12 月	8 月頃に切替予定
	・信号機の設置（支柱は市が設置）	6～8 月	灯器は県公安委員会対応
	・電柱等の移設（中国電力、NTT 等）	～8 月	
	・広場舗装、区画線	11～12 月	
南側 市道	・市道舗装	9～10 月	市道浜田 99 号線
	・歩道（岩多屋側付近）の整備	8～10 月	

〔整備図〕



消防救急無線デジタル化整備における談合の対応について

浜田市が平成 25 年 5 月 21 日に実施した、消防救急無線デジタル化整備事業の指名競争入札において談合が行われたことについて、令和 2 年 1 月 29 日の総務文教委員会に報告したその後の経緯について報告します。

1. 整備の概要

総務省の電波有効利用政策の推進に伴い、従来消防無線局で使用していたアナログ周波数の使用期限が、平成 28 年 5 月 31 日とされたことから、全国の消防機関等において、消防救急無線のデジタル化が図られました。当消防本部では、平成 22 年度から消防救急無線のデジタル化を進め平成 26 年度に完了しました。

2. 対応の状況

令和2年1月21日

談合に関わったとされる4社（株式会社富士通ゼネラル、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気、沖電気工業株式会社）に民法に基づく納入通知書兼請求書を送付

令和2年2月26日

各社とも納入の意思がないため、督促状の送付

令和2年3月6日

株式会社富士通ゼネラルから現時点では賠償に応じられないが、裁判で認定された場合に支払う金額について事前協議を行いたいとの通知

令和2年4月20日

株式会社富士通ゼネラルから 5,831,700 円で協議したい旨の通知

3. 今後の対応

顧問弁護士とも相談し、本市として株式会社富士通ゼネラルの提案は、請求額と大きな乖離があり受け入れがたい。

よって、損害賠償請求訴訟を検討する。

以上

消防救急無線デジタル化整備における談合への対応について

消防救急デジタル無線の整備経過

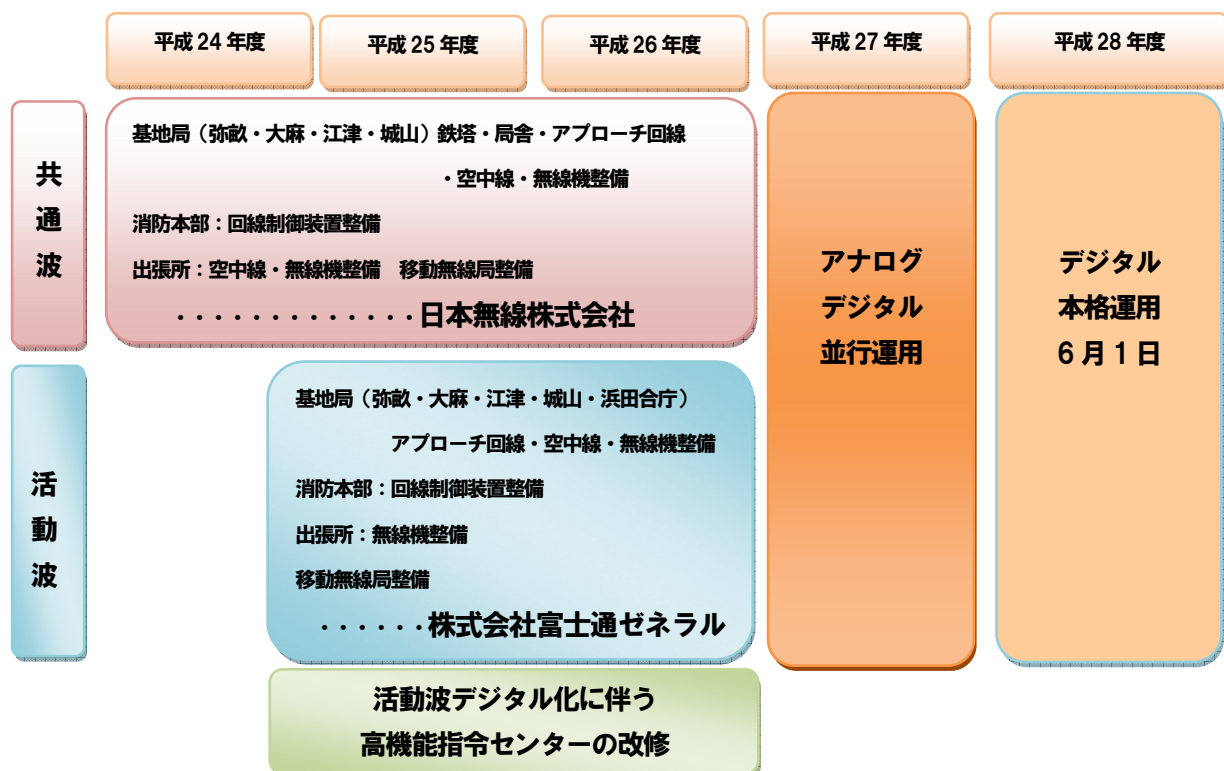
総務省の電波有効利用政策の推進に伴い、従来消防無線局で使用していたアナログ周波数の使用期限が、平成 28 年 5 月 31 日とされたことから、全国の消防機関等において、消防救急無線のデジタル化が図られました。浜田市消防本部では、平成 22 年度から消防救急無線のデジタル化を進め平成 26 年度に完了しました。

※ デジタル化とは、従来全国の消防救急無線に割り当てられていた、150MHz 帯アナログ変調方式を 260MHz 帯のデジタル変調方式に変更整備すること。

整備の概要

- 1 共通波・・・島根県と県内消防本部が共同整備
 - ・大規模災害時の緊急消防援助隊や広域的活動で消防機関が共通で使用する統制波及び主運用波
- 2 活動波・・・浜田市が単独整備
 - ・浜田市消防本部の管轄区域において、消防救急活動に使用する活動波

整備イメージ



排除措置命令及び課徴金命令【談合】

平成 29 年 2 月 2 日公正取引委員会は、消防救急デジタル無線整備において、製造販売業者が談合を行ったとして、下記 5 業者に対し独占禁止法の規定に基づく、排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

【裏面あり】

○ 命令対象業者の対応

製造業販売業者	公正取引委員会による命令		談合有無の 認否	その後の 対応	課徴金対 象事業数	浜田市消防 本部導入
	排除措置命令	課徴金				
株式会社 富士通ゼネラル	○	○	H29. 8. 1 取消訴訟	取消 訴訟中	130	○
日本電気 株式会社	○	○	○	賠償 対応中	9	—
沖電気工業 株式会社	○	○	○	賠償 対応中	83	—
日本無線 株式会社	○	○	○	賠償 対応中	14	—
株式会社 日立国際電気	○	—	○	賠償 対応中	0	—

共通波の対応

共通波を整備した日本無線株式会社は、措置命令等の対象業者で、命令内容について事実を認めたため独占禁止法違反が確定、平成29年度に独占禁止法第25条に基づき、島根県が代表して損害賠償を求め、市町村の負担割合に応じた金額が返還されました。

※浜田市返還額は、50,781,577円（平成29年度完了）

活動波の対応

活動波を整備した株式会社富士通ゼネラルも、措置命令等の対象業者ですが、命令を不服として取消訴訟を提起しているため、独占禁止法違反について確定していません。

一方、民法に基づく損害賠償は、排除措置命令及び課徴金納付命令日の平成29年2月2日から起算して3年で時効となります。（時効期日：令和2年2月1日）

消防本部としては以前から顧問弁護士と相談し、独占禁止法違反の確定を待って損害賠償を行うこととしておりましたが、民法の請求が時効を迎える中、民法での請求を行う消防本部が多くなっていることから、再度顧問弁護士と相談し当本部においても、共同不法行為として談合に関わったとされる4社（株式会社富士通ゼネラル、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気、沖電気工業株式会社）へ納入通知書兼請求書を発送しました。

これを送付することにより、時効が6ヶ月間延長され、その間に更に情報収集等を行ないながら顧問弁護士と相談を続け、督促の実施や民法に基づく損害賠償請求訴訟を含めた対応を検討していく予定です。

損害額の算定

消防庁が発出している「消防救急デジタル無線談合に係る消防庁の対応について」に記載してある損害額の算定方法により算出しました。

損害額＝契約金額－（契約における予定価格×談合期間後の落札率）

＝270,900,000円－（291,585,000円×69.00％）

＝69,706,350円

請求額は、69,706,350円

【以 上】